

UNESCO

人権教育のための国連10年（1995年 - 2004年） アジア・太平洋地域における地域評価とフォローアップ

国内委員会、文部科学省、学校およびその他人権教育に関わる機関を対象にした調査用紙

地域評価の目的

地域評価の目的は2点：

1. アジア・太平洋地域の学校および教育専門家に、人権教育のための国連10年の成果と不十分点を初等・中等教育に的を絞って意見を求める。
2. 2005年に開始予定の人権教育のための世界プログラムの行動計画の第一段階 - 初等および中等教育に焦点を絞る - に意見を求める。

本調査の結果は、ユネスコおよび国連人権高等弁務官事務所が、今年の第59期国連総会に提出する人権教育のための世界プログラムの行動計画第一段階の作成に活用されます。

この調査用紙に記入し、2004年7月31日までに以下の住所まで郵便あるいは電子メールで回答を送ってください。

Review of UN Decade (国連10年の評価)
UNESCO APNIEVE Centre
RMB 273 Coat Road
Ironbank, South Australia 5153
Email: joyde@chariot.net.au

人権教育のための国連10年（1995年 - 2004年）

アジア・太平洋地域における地域評価とフォローアップ

調査用紙

この調査用紙に記入し、2004年7月31日までに以下の住所まで郵便あるいは電子メールで回答を送ってください。

Review of UN Decade (国連10年の評価)

UNESCO APNIEVE Centre

RMB 273 Coat Road

Ironbank, South Australia 5153

Email: joyde@chariot.net.au

ご協力くださいますようお願いいたします。

回答を書ききれない場合はあらたに紙を使ってご記入ください。

この調査用紙は、ユネスコ国内委員会、文部科学省、公立および私立学校、教育機関およびその他学校における人権教育に関する団体(例:人権機関、研究センター、NGO、教員組織)に記入していただくものです。

基本的情報

- ・ 記入者（複数もあり）の名前および肩書き
- ・ 記入責任機関 / 団体 / 省庁名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ ファクス番号
- ・ Eメールアドレス
- ・ ホームページ

人権教育のための国連10年 アジア・太平洋地域における地域評価とフォローアップ

質問

記入にあたって、必要な場合は、添付の人権教育のための国連10年(1995年-2004年)のフォローアップに関する人権委員会決議2004/71を参照ください。

“政府は、人権教育のための国連10年のプログラム実施において、人権教育のための国内行動計画を作成したり、定型教育制度における国内人権カリキュラムの導入あるいは強化を行うなどして、積極的な役割を果たすべきである...”(10年のための国際行動計画、パラグラフ11)

パートA ユネスコ国内委員会および文部省への質問

人権教育のための国内行動計画

1. 人権教育のための国内行動計画は人権教育のための国連10年(1995-2004年)のフレームワークに沿って作成されましたか? はい_____ いいえ_____

「はい」の場合

- i. 人権教育計画は人権のための全国行動計画の一構成要素となっていますか? なっていないならば、その理由は?
- ii. 初等および中等教育に具体的に関係している国内行動計画の特色を詳述してください。(計画のその部分を添付してください)

2. 学校における人権教育の行動計画は実施されていますか?

はい _____ いいえ _____

3. 行動計画を実施する中で直面した問題あるいは障壁は?
4. 学校に関する国内行動計画の方策で最も効果的なものは何か?
5. 学校に関する国内行動計画はどのように改善できると考えますか?

学校における人権教育の連携(パートナーシップ)

6. あなたの国の政府は人権教育のための10年の間、学校における人権教育の実施を目指して他の組織と連携を組んで活動してきましたか?
- i. はいの場合、そうした協力関係の性質について述べてください。
 - ii. いいえの場合、なぜいいえなのか説明してください。
7. あなたの国には人権機関、センターあるいはフォーカルポイント(活動の中心)はありますか? あるならば、政府はそれら組織と協力してきましたか? 説明してください。

- 8 . あなたから見て、これらの連携はどのように効果的でしたか？説明してください。
- 9 . 学校における人権教育を目指してその他の団体と協力する中で、どのような改善がこれまで見られましたか（もしあれば）？
- 10 . 人権教育のための国連10年のフォローアップとして提案されている学校に焦点を当てた世界プログラムに、何を含めるべきと考えますか？

人権教育のための国連10年 アジア・太平洋地域における地域評価とフォローアップ

パート B 文部科学省、学校および

その他人権教育に関わっている教育機関への質問

法律、政策およびカリキュラム

1. 以下の教育に関する国内法に人権教育は組み込まれていますか？

- | | | |
|----------|----|-----|
| i. 初等教育 | はい | いいえ |
| ii. 中等教育 | はい | いいえ |

人権教育の根拠として使われているこれら条項あるいはその他条項を詳述してください。

上記答えがはいの場合、そのような法律を根拠にして、政府の実施機関は政策を策定してきましたか？

はい いいえ

それら政策の内容は？

教科に人権教育の概念を統合することに関する政策文書	ある	ない
人権教育を個別の教科とすることに関する政策文書	ある	ない
人権教育の指導/学習教材の開発	ある	ない
人権教育に関する課外活動の開発	ある	ない
教科書および指導/学習教材の見直し	ある	ない
教員、学校管理者、教育関係公務員などのトレーニング	ある	ない
教員研修カリキュラムに人権教育は組み込まれているか	いる	いない
PTA などのその他の組織との協力	ある	ない
その他関連の政策文書？その内容は？	ある	ない

上記答えがいいえの場合、人権教育をその他の法律に組み込む可能性としてどのようなものがあるか？説明してください。

初等教育

2. あなたの国では、人権は初等教育レベルの学校のカリキュラムに組み込まれていますか？

- | | | |
|---|----|-----|
| | はい | いいえ |
| i. <u>はい</u> の場合、次に挙げる文書は学校のカリキュラムに使用されていますか？ | | |
| - 国の憲法 | はい | いいえ |
| - 世界人権宣言 | はい | いいえ |
| - 子どもの権利条約 | はい | いいえ |

- 国際人権憲章** はい いいえ

- その他（具体的に）

（**憲章には、世界人権宣言、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、市民的および政治的権利に関する国際規約とその選択議定書が含まれる）

ii. はいの場合、人権は、

個別の教科として教えられていますか？ はい いいえ

その他の教科の教授に統合されていますか？ はい いいえ

iii. その他の教科の教授に統合されている場合、どの教科ですか？

3. 初等教育レベルで開発された、あるいは使用されている人権の資源（例：教科書、マニュアル、AV 資料、ポスター他）を列挙してください。

4. 人権を組み込むために、小学校の教科書の分析や改訂は行われてきましたか？

5. 人権を目指した特別カリキュラムのプログラム（コミュニティサービス、学校同士の交流など）は取り入れられましたか？あれば説明してください。

6. どのような教授 / 学習方法あるいは教育方法が最も効果的でしたか？

7. 教員は人権教育の研修を受けましたか？何割の教員が研修を受けましたか？研修を受けた教員はどの科目を教えていますか？

8. 初等教育レベルにおける人権教育の主要な障壁は何ですか？またそれを克服する方策は？

中等教育

9. あなたの国では、中等教育レベルの学校のカリキュラムに人権は組み込まれていますか？ はい いいえ

i. はいの場合、次ぎの文書は学校のカリキュラムに使用されていますか？

- 国の憲法 はい いいえ

- 世界人権宣言 はい いいえ

- 子どもの権利条約 はい いいえ

- 国際人権憲章** はい いいえ

- その他（具体的に）

（**憲章には、世界人権宣言、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、

市民のおよび政治的権利に関する国際規約とその選択議定書が含まれる)

- ii. はいの場合、人権は、
個別の教科として教えられていますか？ はい いいえ
その他の教科の教授に統合されていますか？ はい いいえ
- iii. その他の教科の教授に統合されている場合、どの教科ですか？(例、社会化、地理、歴史、言語など)
10. 開発された人権の資源(例：教科書、マニュアル、AV 資材、ポスター他)を列挙してください。
11. 人権を組み込むために、中等学校の教科書の分析や改訂は行われてきましたか？
はいの場合説明してください。 はい いいえ
12. どのような教授/学習方法あるいは教育方法が最も効果的でしたか？
13. 教員は人権教育の研修を受けましたか？何割の教員が研修を受けましたか？研修を受けた教員はどの科目を教えていますか？
14. 人権を目指した特別カリキュラムのプログラム(コミュニティサービス、学校同士の交流など)は取り入れられましたか？あれば説明してください。
15. 中等教育レベルにおける人権教育の主要な障壁は何ですか？またそれを克服する方策は？

全般

16. あなたの見解では、学校における人権教育のプログラムは意識高揚および態度変化においてどの程度効果的でしたか？説明してください。
17. あなたが経験された学校における人権教育の実質的結果や行動への影響(良い点、悪い点)を詳述してください。生徒、教員、学校管理者、親、地元のコミュニティのリーダーや人々の具体的な行動や振る舞いを含む。
18. 定型教育制度に人権教育のプログラムを立案して実施するために、どのような点を改善すればよいと考えますか？
19. 人権教育のための国連10年のフォローアップとして、現在提案されている学校に焦点を当てた人権教育のための世界プログラムに、以下の分野においてどのようなものを

含めればよいとあなたは考えますか？

- a. 教育政策
- b. カリキュラムと教科書
- c. 教員研修（教員になる前の研修およびなってからの研修の両方）
- d. 学校環境

20. 平等の推進や、人間の尊厳とすべての人権が尊重される社会形成のために、学校における人権教育はどうすればさらに効果的に貢献できると考えますか？

その他のご意見があれば：

ご協力ありがとうございました

（翻訳：部落解放・人権研究所）

< 参考 >

人権委員会決議 2004/71

人権教育のための国連10年のフォローアップ（未編集テキスト）

人権委員会は、

2003年4月25日の委員会決議2003/70を想起し、

人権の促進及び保護に関する小委員会の2003年8月13日の決議2003/5に留意し、

ミレニウム発展目標、とりわけ、すべての人の人権教育を含む基礎教育への普遍的アクセスを、2015年までに達成させようとする各国の取り組みへの支援を国際レベルで継続させる必要性を再確認し、

人権教育は、長期的で生涯にわたる過程であり、それによっていかなる発達段階にある人々も、またいかなる社会階層にある人々も、他の人々の尊厳の尊重を学び、あらゆる社会においてその尊重を確保する手段や方法を学ぶものであるということ、また、人権教育は、すべての人のすべての人権が大切にされ尊重される社会を発展させるため、平等と持続可能な発展の促進、紛争と人権侵害の防止、および参加と民主的プロセスの強化に著しく貢献するものであること、を確信し、

人権デー（2004年12月10日）にちなみ、総会の第59会期の一全体会を「人権教育のための国連10年」の成果の評価と、人権教育強化のための今後の可能な活動の議論に充てると決定した2003年12月22日の総会決議58/181に留意し、

1. 「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」の成果と不十分点およびこの分野における今後の国連の活動に関する国連人権高等弁務官の報告(E/CN.4/2004/93)、高等弁務官が総会に提出した「10年」の中間グローバル評価の報告(A/55/360)、そして「10年」の成果と不十分点並びにそのフォローアップの諸提案を提示していた「10年」のフォローアップに関する高等弁務官の研究(E/CN.4/2003/101)に留意し、

2. また、国際的な課題の中で人権教育に優先的な重点が置かれること、すべての関係する主体の行動のために共通の全体的枠組みを提供すること、既存のプログラムを支持するとともに新たなプログラムの開発に動機を提供すること、さらにあらゆるレベルでの連携(パートナーシップ)と協力を強化すること、のために「10年」以降も人権教育の枠組みを継続することの必要性に関するそれらの報告書の見解に留意し、

3. 経済・社会理事会の2004年会期に対して、あらゆる分野で人権教育プログラムの実

施が維持・発展されるため、連続的な段階で構成された人権教育のための世界プログラムを2005年1月1日より始めることを第59会期総会が宣言するよう勧告するように勧告し、

4．国連人権高等弁務官事務所に、国連教育科学文化機関（ユネスコ）およびその他関連する政府および非政府の主体と協力して、初等・中等教育システムに焦点をあてながら、プログラムの第一段階（2005～2007年）としての世界プログラムの行動計画を作成し、協議および採択のために第59会期総会に提出するよう要請し、

5．また、高等弁務官事務所に、世界プログラムの各段階の行動計画は、適切に構成され、少なくとも最低限の活動を示し、現実的な内容で組み立てられ、自発的手段で資金供給され、すべての主体とりわけ非政府組織が行う活動を支援する規定を含み、そして高等弁務官事務所が評価するものであることを念頭におくよう要請し、

6．事務総長に、人権促進・保護の国内システムを発展させるため加盟国の要請で提供する国連援助の適切な部門が、人権教育を支持することを確実にするよう勧告し、

7．高等弁務官事務所に人権委員会第61会期に本決議の実施に関する進捗状況を報告するよう要請し、

8．同第61会期でこの問題を同じ議題項目で検討することを決定する。

< 仮訳：部落解放・人権研究所、IMADR ジュネーブ事務所田中敦子協力、2004年4月22日 >